

2020年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社SANKYO
代 表 者 名 代表取締役
社 長 筒井公久
(コード番号 6417 東証第1部)
問 合 せ 先 常務執行役員
管 理 本 部 長 大島洋子
(TEL. 03-5778-7777)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月12日開催の取締役会において、2020年6月26日開催予定の第55回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆さまからの信任の機会増加によるコーポレート・ガバナンスの強化等を目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月26日（金曜日）
定款変更の効力発生日	2020年6月26日（金曜日）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。</p> <p><u>2</u> 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任する取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。</p> <p>(削除)</p>

以 上